

カーボン・オフセット認証制度 各委員
気候変動対策認証センター

御中

カーボン・オフセット認証制度利用に伴う誓約書

平成 年 月 日

(申請者)

(役職)

(代表者氏名)

印

_____(申請者)は、カーボン・オフセット認証制度利用約款及び
該当する特約の内容を確認のうえ、これに従うことを誓約いたします。

以上

カーボン・オフセット認証制度利用約款 (案)

(本約款の目的)

第 1 条 本約款は、カーボン・オフセット認証制度運営委員会（以下、「運営委員会」という）の決定及び第 3 条第 2 項に定める基本文書に基づき、同条第 1 項に定める制度参加者と気候変動対策認証センター（以下、「認証センター」という）との関係を規定するものである。

(適用範囲)

第 2 条 認証センターに対して、カーボン・オフセット認証申請を行った制度参加者は、申請と同時に本約款に合意したものとみなし、本約款に従わなければならない。

2 本約款とは別に、本約款に係る特約を設定した場合には、特約が約款に優先する。

(定義)

第 3 条 本約款において、制度参加者とは以下の各号のいずれかに該当する者を意味する。

- (1) 環境省の制定した「カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準」に準拠した取組を行うことにつき、認証センターへのカーボン・オフセット認証申請に伴い、認証センターに参加者登録を行っている者
- (2) 環境省の制定した「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」に準拠した事業活動を行うことにつき、認証センターによる第三者確認及び情報公開を行う制度（以下「あんしんプロバイダー制度」という・商標登録申請中）への参加申請を行ったオフセット・プロバイダー

2 本約款において、基本文書とは、以下の各号に定める規則、規程又はその他の文書を意味する。

- (1) カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準
- (2) 我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）
- (3) カーボン・オフセットの対象活動から生じる GHG 排出量の算定方法ガイドライン
- (4) カーボン・オフセットの取組に係る信頼性構築のための情報提供ガイドライン
- (5) カーボン・オフセット認証制度実施規則
- (6) カーボン・オフセット認証制度委員会規程
- (7) カーボン・オフセット認証制度ラベル・名称使用規程
- (8) カーボン・オフセット認証制度実施要領

3 本約款において、特段定義されていない用語については、基本文書で定義された意味を有する。

(認証等を得た場合の制度参加者の権利)

第 4 条 制度参加者は、カーボン・オフセット認証委員会（以下、「認証委員会」という）により認証を得た場合は、ラベル・名称使用規程を遵守することを前提に、認証が得られた範囲内において、認証センターより発行された認証書を公開し、また、商品等に対しカーボン・オフセットラベル（商標登録申請中）を印刷・貼付等することができる。

2 あんしんプロバイダー制度への制度参加者は、認証委員会による情報提供内容確認の後、ラベル・名称使用規程を遵守することを前提に、あんしんプロバイダー（商標登録申請中）という名称を用いることができる。

（制度参加者の義務及び合意）

第 5 条 制度参加者は、カーボン・オフセット認証制度を利用するにあたり、本約款及び基本文書の内容を確認のうえ、これに従うことを誓約する。また、本約款及び基本文書の最新の内容について確認するとともに、かかる内容に変更、改変等があった場合にも、この内容に従うことを誓約する。

2 前項に加えて、制度参加者は、カーボン・オフセット認証制度の二次使用者（販売委託会社等）も同様に本約款や基本文書を遵守するよう配慮しなければならない。

3 第 1 項に加えて、カーボン・オフセット認証制度における審査及び確認において、認証センターの審査チーム及び専門家チームが、申請書の記載内容等を確認するため、以下の各号に掲げる作業又は追加資料の提出若しくは説明を行うことに合意する。

- (1) 申請書記載事項に関する証拠書類
- (2) 申請書記載事項に対する質問への回答
- (3) 制度参加事業者へのインタビューへの回答
- (4) 関係者へのインタビュー手配及び回答依頼
- (5) その他審査に必要な要請事項への回答

4 第 1 項に加えて、制度参加者は、申請時の提出情報の一部を変更又は中止した場合、当該事実の発生した日から 10 営業日以内に書面又は電磁的方法により報告しなければならない。ただし、電磁的方法による報告については受領確認の通知をもって受領とみなすこととする。

5 第 1 項に加えて、制度参加者は、認証センターに対し、申請時には認証対象に係る売上高計画額を、利用期間終了時には認証対象に係る売上高実績額の報告等を行わなければならない。

6 第 1 項に加えて、カーボン・オフセットラベル及びあんしんプロバイダーの名称が不正に使用された場合には、認証センターは、制度参加者の権利を停止するとともに、当該制度参加者に対して法的措置を取る場合があることに合意する。

7 第 1 項に加えて、認証取得後、認証要件に合致しなくなった場合には、認証センターが制度参加者に対して、適切な是正措置を求めるとともに、制度参加者は認証の一時停止又は取消がなされることがあることに合意する。

8 第1項に加えて、認証センターにより認証の一時停止又は取消がなされた場合において、認証センターは、制度参加者がすでに支払った手数料等の返金には応じないことに合意する。

9 第1項に加えて、制度参加者は、認証センターが認証に関する業務を、外部の機関又は個人に下請負契約することがあることに合意する。

(個人情報)

第6条 認証センターは、個人情報について、「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」を参照し、「個人情報の保護に関する法律」を順守する。

2 制度参加者は、認証センターが、当事業に必要な範囲で、制度参加者の個人情報を関係者に提供することをあらかじめ承諾するものとする。

(免責事項)

第7条 カーボン・オフセット認証制度上の各種申請等、プロジェクトに対する投資等又はカーボン・オフセット認証済の商品等の売買等、カーボン・オフセット認証制度の利用又は参加等に伴い、何らかの経済的・社会的問題等が発生した場合には、全て制度参加者の責任で対処しなければならない。また、カーボン・オフセット認証制度の利用によりいかなる損失が生じても、カーボン・オフセット認証制度における各委員及び認証センターは責任を負わず、制度参加者は、カーボン・オフセット認証制度における各委員及び認証センターに対して一切の責任分担を求めないものとする。

(約款の変更等)

第8条 運営委員会及び認証センターは、予告なく本約款を改訂することができ、また、特約を別に定め、また改訂することができる。また、約款及び特約を制定又は改訂したときは、認証センターのホームページ上にすみやかに記載する。

2 本約款及び特約に定めがない場合は、認証センターの指示に従うものとする。

(本制度の変更、中止または終了)

第9条 カーボン・オフセット認証制度は、気候変動対策認証センターのホームページへの掲示により、予告の上で、制度の一部又は全部を変更、中止又は終了することができる。

2 前項に基づき制度が変更、終了又は中止されたことにより制度参加者に損害等が発生しても、カーボン・オフセット認証制度における各委員及び気候変動対策認証センターは一切責任を負わない。

(準拠法ならびに管轄裁判所の合意)

第 10 条 本約款の準拠法は、日本法とする。

2 本約款及び特約に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

1. 本約款は、第 1 回運営委員会による決議があった日から施行する。

2. あんしんプロバイダー制度については、平成 20 年度施行分については、旧制度のもとで実施し、第 1 回運営委員会後の新規申込及び更新に対してのみ本約款を適用する。